

○ 会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令（平成元年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>（重要事実に係る規制の適用除外）</p> <p>第六条 法第六十六條第六項第八号に規定する上場会社等の第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等の同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 上場会社等の役員又は従業員（当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。）が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを行う場合（当該上場会社等が商法第二百十條の規定に基づき買付けた株券以外のものを買付けるときは、証券会社に委託等をして行う場合に限る。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）</p>	<p>（重要事実に係る規制の適用除外）</p> <p>第六条 法第六十六條第六項第八号に規定する上場会社等の第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等の同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 上場会社等の役員又は従業員（当該上場会社等が他の会社の総株主又は総社員の議決権（法第五十九條第二項に規定する議決権をいう。以下この条及び第八條において同じ。）の百分の五十を超える割合の議決権を有する場合における当該他の会社の従業員を含む。以下本号及び次号において同じ。）が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを行う場合（当該上場会社等が商法第二百十條の規定に基づき買付けた株券以外のものを買付けるときは、証券会社に委託等をして行う場合に限る。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は</p>

四〇十（略）

2] 前項第三号に規定する当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

一 上場会社等が他の会社の総株主又は総社員の議決権（法第五十九条第二項に規定する議決権をいう。以下この条及び第八条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社

二 前号の会社が他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社

3] 第一項第五号及び第六号に規定する関係会社とは、次のいずれかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。

一 上場会社等が他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の二十五以上の割合の議決権を保有する場合における当該他の会社  
二・三（略）

（公開買付け等に係る規制の適用除外）

第八条 法第六十七條第五項第八号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に

従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。  
次号において同じ。）

四〇十（略）

（新設）

2] 前項第五号及び第六号に規定する関係会社とは、次のいずれかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。

一 上場会社等が他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の二十五以上の割合の議決権を有する場合における当該他の会社  
二・三（略）

（公開買付け等に係る規制の適用除外）

第八条 法第六十七條第五項第八号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に

係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の役員又は従業員(当該会社が他の会社のを直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。)が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券の買付けを行う場合(当該会社が商法第二百十条の規定に基づき買付けた株券以外のものを買付けるときは、証券会社に委託等を行う場合に限る。)であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。)

四(十) (略)

2) 前項第三号に規定する当該会社が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、次のいずれかに該当する会社(法第百六十三条第一項に規定する上場会社等を除く。)(をいふ)。

一 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社が他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社

係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の役員又は従業員(当該会社が他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える割合の議決権を有する場合における当該他の会社の従業員を含む。以下本号及び次号において同じ。)が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券の買付けを行う場合(当該会社が商法第二百十条の規定に基づき買付けた株券以外のものを買付けるときは、証券会社に委託等を行う場合に限る。)であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。)

四(十) (略)

(新設)

二 前号の会社が他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社

3| 第一項第五号及び第六号に規定する関係会社とは、次のいずれかに該当する会社（法第百六十三条第一項に規定する上場会社等を除く。）をいう。

一 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社が他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の二十五以上の割合の議決権を保有する場合における当該他の会社

二・三（略）

2| 前項第五号及び第六号に規定する関係会社とは、次のいずれかに該当する会社（法第百六十三条第一項に規定する上場会社等を除く。）をいう。

一 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社が他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の二十五以上の割合の議決権を有する場合における当該他の会社

二・三（略）